

堺市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市学校給食費の管理に関する規則（令和5年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保護者」の次に「（小学校又は特別支援学校の小学部の児童の保護者を除く。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付等により学校給食費について公費負担がある児童について、当該給付等が行われる期間に提供される学校給食に係る学校給食費については、当該児童の保護者から徴収する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助のうち学校給食費に係るもの

(2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項に規定する経費の支弁のうち学校給食費に係るもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体による給付等のうち、学校給食費に相当すると市長が認めるもの

3 前項に規定する給付等の額が、当該給付等が行われる期間において当該児童が受ける学校給食に係る学校給食費の額に満たないときは、その不足額を徴収しない。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和8年度における学校給食に要する経費等の額）

6 令和8年度において実施する学校給食に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「290円」とあるのは「334円」と、「295円」とあるのは「339円」と、「300円」とあるのは「344円」と、「355円」とあるのは「420円」とする。

7 令和8年度において実施する給食に係る教職員等給食費の納付額に係る別表第2の規定の適用については、同表中「300円」とあるのは「344円」と、「355円」とあるのは「420円」とする。

（令和8年度における特例措置）

8 第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年度における中学校又は特別支援学校の中学部の生徒について実施する学校給食に係る学校給食費は、当該生徒の保護者から徴収しない。

別表第2中「0円」を「245円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の第4条及び別表第2の規定は、令和8年度以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、令和7年度以前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。